



2013. 2月

事務所便

山路社会保険労務士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目3-17

エルフ大手前1108

Tel: 06-6946-2677

Fax: 06-6946-2678

E-mail: taeko@yama-t.com

● 改正高年齢者雇用安定法 施行（平成25年4月1日）

いよいよ同法が施行されます。内容については、前にも記載させていただきましたが、あらためて・・・

現在の定年は60歳を下回ることは禁じられており、これはほとんどの企業で問題のないところですが、定年以後の話です。

平成25年4月以降は次のいずれかの措置を講ずることが定められています。

1. 定年の引き上げ

2. 継続雇用制度の導入

~~（^{注1}労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可）~~ 削除

3. 定年の定め廃止

＜注1：労働者（組合）と使用者が基準について話し合い、書面に定めたもの＞

問題は2です。今までは希望者の中から企業の選別基準をクリアした者のみ継続雇用が可能でしたが、4月以降はその選別基準を設けることができなくなります。（希望者全員雇用）

ただし、選別基準を設けてはならないのは今後厚生年金の支給開始年齢が引き上げられる年齢に達するまでの者です。

平成25、26年度60歳を迎える昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれの者は希望者全員61歳に達するまで再雇用しなければなりません。それ以降は基準に従い、選別可能となるわけです。

ただし、この基準を適用できるのは、平成25年3月までの継続雇用のなかで、基準を設けて運営していた場合に限り、今から基準を設けて年金支給開始以後は基準をクリアした者のみというのはできません。

◆ 厚生年金の支給開始年齢との連動

この改正は厚生年金法と密接に関係しています。経過措置として支給されていた60歳からの厚生年金が下表のように段階的に引き上げられるのを受けて、60歳定年後年金支給開始年齢に達するまでの間、無収入になるのを避けるためのものです。

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ・・・・・・・・61歳から

昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ・・・・・・・・62歳から

昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ・・・・・・・・63歳から

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ・・・・・・・・64歳から

昭和36年4月2日～生まれ・・・・・・・・65歳から

このように実態としては、段階的に定年年齢を引き上げると同様の措置が導入されたわけですが、賃金処遇に関してはそれぞれの企業に具体的な対応が委ねられ、特段の制約はありません。

処遇については、定年の延長の場合の方が再雇用制度の場合よりも60歳までの処遇との落差が少ない傾向にありますが、中には同様にする例も見られます。継続雇用後の年収水準については以下のような調査結果です。

- 6～7割程度・・・・・・・・44.4%
- 半分程度・・・・・・・・20.4%
- 8～9割程度・・・・・・・・14.8%
- 3～4割程度・・・・・・・・8.2%
- ほぼ同程度・・・・・・・・6.5%



(労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用の実態に関する調査」2007年)

年収水準については、60歳代前半の厚生年金報酬比例部分、高年齢雇用継続給付などが含まれており、賃金だけを比較するとほぼ半減するとみられます。

今後は一定年齢まで年金が支給されないわけですから賃金については益々厳しい状況になるわけです。

● 継続雇用後の勤務形態をきめる際のポイント

とはいっても、定年後の人生設計は様々で、すべての者が「フルタイムで働いてなるべく多くの賃金を望んでいる」わけでもありません。

ワークライフバランスの観点から多様な勤務形態を用意しておくことをお勧めします。

- フルタイム以外の選択肢(週3～4日や午前勤務のみなど)
- シフト勤務から定時勤務への変更
- 職務や職場についてもキャリアを生かす場合と新たな職務にチャレンジする場合等々、業務形態、慣行等を考慮し可能であれば取り入れてみてはいかがでしょうか？

◆賃金については、勤務形態が変わらないのであれば、「同一労働、同一賃金」の考え方に沿うのが望ましいところですが、定年ということで退職金も払われ、一旦雇用関係は切れているので、一定の生活水準を維持できることを考慮に、当面の措置を講ずればよいでしょう。

✍ これまでは、年功処遇に代表されるように、年齢を意識した雇用管理が広く行われてきましたが、これからはエイジ・フリー、ジェンダー・フリーの職場づくりが重要となってきます。

✍ また、年金については、どうしても必要な場合、60歳から繰り上げ支給を申請することも可能です。ただし、本来支給額よりも減額されるリスクはあり、その分会社が補てんするのかという問題もでてきます。

● 最近の労働判例から

添乗員の派遣を受けている旅行会社は労働組合法上の「使用者」に該当するか？

◆旅行会社が派遣添乗員の回交申入れを拒否

旅行会社A社の派遣添乗員Bが、A社に対して労働時間管理（管理を行っていなかった）に関して団体交渉を申し入れたところ、A社側がこれを拒否したため、B側が「不当労働行為である」と主張して救済を求めている事件について、昨年、中央労働委員会により、会社側の主張を棄却する判断が下されました（2012年11月29日）。

◆事件の概要

A社は旅行事業に関し、労働者派遣法に基づいて、派遣会社から添乗員Bの派遣を受けていましたが、Bが所属する労働組合本部および支部組合がA社側の労働時間管理等について団体交渉を申し入れたところ、A社側がこれを拒否したことについて、「不当労働行為である」として、救済を申し立てました。

初審（東京都労働委員会）では、団体交渉事項のうち、A社側が労働時間管理に関する議題に応じなかったことは不当労働行為に該当すると判断し、A社側に対して「誠実回交応諾」および「文書交付」を命じたところ、A社側は、これを不服として再審査を申し立てました。

そしてこの度、会社側の再審査の申立ては棄却されたのです。

◆「形式」ではなく「実態」をみて判断

再審査の申立てに対し、中央労働委員会は、「労働者派遣法第44条のみなし規定によって派遣事業主が責任を課せられている事項の措置を行っておらず、かつ労働時間を含む就業諸条件について雇用主と同視できる程度の支配力を有している」として、会社側を労働組合法第7条の「使用者」に当たるとの判断を下しました。

ポイント 形式的には「派遣先」と「派遣労働者」の関係であっても、実態として「使用者」と「労働者」の関係にある場合にはそのように判断される場合もあるため、注意が必要です。

*労働組合法上の労働者

：職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。（現に就業しているかどうかを問わないので、失業していても労組の組合員となることができる）

*労働組合の交渉権限

：労組は組合員のために使用者に対して労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する

たとえば外部の労組でも団体交渉を申し込まれたら、断る、あるいは応じないことは不当労働行為となります。



● 退職後の医療保険

◆ 退職後の健康保険には、主として次の3通りがあります。

- (1) 国民健康保険
- (2) 健康保険任意継続（以下「任意継続」）
- (3) ご家族の健康保険（被扶養者）

◆ 毎月の保険料などを参考に、加入する健康保険をお選びいただき、退職されたご本人がご自身で手続きを行っていただく必要があります。

(1) 国民健康保険について

加入の手続きは退職日の翌日より14日以内です。

保険料（税）は加入する世帯の人数や、前年の所得等により決定されます。また、倒産、解雇、雇止めなどにより離職された場合は、保険料（税）の軽減が受けられる場合があります。詳しくは、住所地の市区町村の国民健康保険担当課へお問い合わせ下さい。

(2) 協会健保任意継続について

- ・ 加入手続きは退職日の翌日より20日以内です。（※郵送の場合は必着です。20日を過ぎると受付されませんのでご注意ください。）
- ・ 退職日までに継続して2か月以上の健康保険の加入期間があることが条件です。保険料は退職時の標準報酬月額に保険料率をかけて決定します。ただし、退職時の標準報酬月額が28万円を超える場合は、標準報酬月額は28万円となります。
- ・ ご本人の居住地の都道府県支部でご加入いただくこととなり、各支部により保険料率が異なります。
- ・ 協会健保任意継続の保険料（大阪支部の場合）
平成24年度の保険料の上限は、28,168円（介護保険第2号被保険者である40歳以上65歳未満の方は、32,508円）です。H25年度についても同様の見通しです。

* 健康保険組合の場合はそれぞれの組合でご確認下さい。

(3) ご家族の健康保険の被扶養者について

ご加入の手続きは退職日の翌日より5日以内です。保険料の負担は原則ありませんが、ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。

（収入要件、生計同一、生計維持要件等）



いつもいつも仕事に追いかけている私ですが、やっと確定申告の書類ができた！
2月中に提出するべき書類も何とか済んで、一段落もつかの間・・・3月にはセミナーと助成金の申請。その合間に年金相談の日程が入っている。「ったく！」と愚痴りたいところですが、仕事があるということはありがたいことです。まだまだ走りますよお！